

## 障害者と人権

## ~障害者差別解消法と合理的配慮~

令和6年4月1日に「障害者差別解消法」の改正法が施行されました。 これまでは国や地方公共団体に義務とされていた「合理的配慮の提供」が、新たに 民間事業者にも義務付けられました。

障害を理由とする差別をなくし、共生社会をめざす取組が広がるなか、障害のある 人の人権を守るために何が必要か、「合理的配慮」について学び、一緒に考える機会 とします。

講師

2025 (令和7)年2月7日(金)

14:00 ~ 15:30

場所

和歌山城ホール 4階大会議室

(和歌山市七番丁 25番地の1)

50人 (要申込・先着順)



<mark>共催:和歌山県・(公財)人権教育啓発推進センター・(公財)和歌山県人権啓発センター 後援:和歌山県教育委員会</mark>